

契 約 書

緊急通報システムの利用及び緊急通報装置の貸与に関し、南アルプス市長(以下「甲」という)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という)は、次の各項について契約を締結する。

1 甲は、乙から緊急通報システムの利用の申請が提出されたときは、内容を審査し、次に掲げる事項を認める。

(1) 緊急通報システムの利用

(2) 緊急通報装置の無償貸与

2 乙は、乙の自宅敷地内に限り、緊急通報システムを利用することができる。

3 乙は、緊急通報装置を使用した緊急通報システムの利用に当たっては、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 貸与された緊急通報装置は、善良な管理の注意義務をもって維持管理するものとし、当該装置を譲渡し、転貸し、又は担保に供する等の事業目的以外に利用しないこと。

(2) 貸与された緊急通報装置の全部又は一部を損傷し、若しくは紛失した場合は、直ちに甲にその状況を報告し、その指示に従うこと。

4 乙は、モバイル機器を使用した緊急通報システムの利用に当たっては、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 緊急通報先の設定を行ったモバイル機器を入れ替える必要が生じた場合は、甲にその旨を事前に報告すること。

(2) モバイル機器に設定をした緊急通報先等の設定情報を消去してしまった場合は、直ちに甲にその旨を報告し、その指示に従うこと。

5 乙は、緊急通報システムを必要としなくなったときは、甲にその旨を申し出て、甲の指示に従わなくてはならない。

6 甲は、乙がこの契約の定め違反したときは、契約を解除し、貸与した緊急通報装置の返還を命ずることができる。

7 この契約書の有効期限は、次の各号に掲げるいずれかの日までとする。

(1) 緊急通報装置をした緊急通報システムの利用のみの場合 当該緊急通報装置を乙が

甲に引き渡した日

(2) モバイル機器を使用した緊急通報システムの利用のみの場合 当該モバイル機器に登録をした緊急通報先の設定を解除した日

(3) 前2号のいずれも利用する場合は、いずれかの遅い日

8 この契約書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 住所 南アルプス市小笠原376  
氏名 南アルプス市長 金丸 一元

印

乙 住所  
氏名

印